



2021年5月13日

各 位

会 社 名 南海電気鉄道株式会社
代表者名 代表取締役社長 遠北 光彦
(コード番号 9044 東証第1部)
問合せ先 広報部長 丸山 直宏
(TEL. 06-6644-7125)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更について、本年6月25日開催の第104期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、本年3月31日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」において開示しておりますとおり、本株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

なお、本定款変更については、本株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
(機関) 第4条 本会社は、株主総会及び取締役の外、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u>	(機関) 第4条 本会社は、株主総会及び取締役の外、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u>

現行定款	変更案
<p>(員数) 第19条 本会社の取締役は15名以内とする。 (新 設)</p> <p>(選任方法) 第20条 取締役は、株主総会で選任する。</p> <p>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新 設) (新 設)</p> <p>(代表取締役等) 第22条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。 取締役会は、その決議により取締役中から会長1名を定めることができる。</p>	<p>(員数) 第19条 本会社の取締役は15名以内とする。 <u>本会社の取締役のうち、監査等委員である取締役は、6名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会で選任する。</u> (現行どおり) (現行どおり)</p> <p>(任期) 第21条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役等) 第22条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。 取締役会は、その決議により取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>中から会長1名を定めることができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集の通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日以前に発する。但し、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第25条～第27条 (省 略)</p> <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(員数)</p> <p>第28条 <u>本会社の監査役は5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第29条 <u>監査役は、株主総会で選任する。</u> <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第30条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常任監査役)</p> <p>第31条 <u>監査役会は、その決議により常任監</u></p>	<p>(取締役会の招集の通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集の通知は、各取締役に對し会日の3日以前に発する。但し、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第25条 <u>本会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第26条～第28条 (現行どおり)</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第29条 <u>監査等委員会は、その決議により常</u></p>

現行定款	変更案
<p><u>査役を選定する。常任監査役は、常勤とする。</u></p> <p>(監査役会の招集の通知) 第<u>32</u>条 <u>監査役会</u>の招集の通知は、各<u>監査役</u>に対し会日の3日以前に発する。但し、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p>(監査役との責任限定契約) 第<u>33</u>条 <u>本公司は、会社法第427条第1項の規定に基づき、監査役との間で、会社法第423条第1項の責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度額として損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>(監査役会規則) 第<u>34</u>条 <u>監査役会</u>に関する事項については、法令又は定款に別段の定めのある場合の外、<u>監査役会</u>で定める<u>監査役会規則</u>による。</p> <p>第<u>35</u>条～第<u>38</u>条 (省 略)</p>	<p><u>勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の招集の通知) 第<u>30</u>条 <u>監査等委員会</u>の招集の通知は、各<u>監査等委員</u>に対し会日の3日以前に発する。但し、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p>(削 除)</p> <p>(監査等委員会規則) 第<u>31</u>条 <u>監査等委員会</u>に関する事項については、法令又は定款に別段の定めのある場合の外、<u>監査等委員会</u>で定める<u>監査等委員会規則</u>による。</p> <p>第<u>32</u>条～第<u>35</u>条 (現行どおり)</p>

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 2021年6月25日
定款変更の効力発生日 上記株主総会開催日

以 上